告 示

埼玉県代表監査委員 告示第一号埼 玉 県 監 査 委 員

に 定める。 埼玉県監査委員の 公文書の 開示等 に 関す る 規 程 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る告 示を次 \mathcal{O} Ď

平成二十八年三月二十五日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄治郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

埼玉県代表監査委員 寺 山 昌 文

埼 玉 県 監 |査委員 \mathcal{O} 公文書 \mathcal{O} 開 示等に 関 す んる規程 0 部を改正する告示

埼玉県監査委

員

埼 玉 查委 員 \mathcal{O} 公 文 書 \mathcal{O} 開 示 等 に 関 す る 規 程 平 成 十三年

埼玉県代表監査委員

三示第一号)の一部を次のように改正する。

第 一条及び第二条中 「総務部」 を 「県民生活部」 に に改める

第三条を削る。

四条第四 号 中 第 七条第 一号」を「第六条第 号」 に 改 め、 同 条を第三条と

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

七条第二号中 「又は複写したも 0 を「若し は 複 写 L た ŧ \mathcal{O} に 改 同 条

を第六条とする。

る 八条第二 項 中 第 兀 条第二号」 を 「第三条第二号」 に 改 め、 同 条を第七 条とす

条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

求者等」

لح

いう。

_

に、

第十

· 一 条 」

を

「第十条」

に

改

め、

同

条

第二

項

中

第十

九

第

項

中

以以

下

「開示

請求者等」

لح

11

う_。

を

「第三項

に

お

VI

7

開

示

第十条中 第十 _ 条」 を 「第十 · 条 」 に改 め、 同条を 第 九条とし 第 + 条 を 第十

条とする。

二号中 第十条」 第十二条第一 第 に改 九条第三項」 め、 項第九号 同 項第六号中 を 中 第 「第二十 条第三項」に改め、 「第二十三条」 -四条」 を 「第二十五 を 「第二十四条第三項」 同 条」 項第五号中 に 改 め、 「第十一条」を 同条第二項第 に改め、

附則

同

条を第十

一条とす

る